

中小企業の皆さま、ご存知ですか？

公害防止資金 融資斡旋制度の御案内



川崎市から一部
利子補給があります！

川崎市では、市内の中小企業の方へ公害防止のために必要な資金の融資を斡旋しています。また、一部融資の支払った利子に対しては、市から利子補給を受けられますので御利用ください。

融資概要① 公害防止

公害の発生を防止するための装置の導入、工場移転、土壌汚染対策を検討されている方に御利用いただけます。

対象資金(利子補給)	融資利率
<ul style="list-style-type: none"> ◆ 公害防止施設設置資金 (全額利子補給あり) ◆ 工場移転資金 (全額利子補給あり) ◆ 土壌汚染対策資金 (利子補給なし) 	融資実行時の長期プライムレート +0.3%を上限とした利率
融資限度額	融資期間
<ul style="list-style-type: none"> ◆ 会社・個人 5,000万円以内 ◆ 協同組合 1億円以内 	<ul style="list-style-type: none"> ◆ 300万円以下の場合 3年以内 ◆ 300万円を超える場合 5年以内 ◆ 600万円を超える場合 10年以内 ※上記の期間には1年以内の据置期間を含みます

融資概要② 低公害型生産設備・低公害車

低NOx燃焼施設等の導入、低公害車の購入又は買換えを検討されている方に御利用いただけます。

対象資金(利子補給)	融資利率
<ul style="list-style-type: none"> ◆ 低公害型生産設備等設置資金 (利子の1/2相当額) ◆ 低公害車自動車等購入資金 (利子の1/2相当額) 	融資実行時の長期プライムレート +0.1%を上限とした利率
融資限度額	融資期間
<ul style="list-style-type: none"> ◆ 会社・個人 5,000万円以内 ◆ 協同組合 1億円以内 	<ul style="list-style-type: none"> ◆ 300万円以下の場合 3年以内 ◆ 300万円を超える場合 5年以内 ※上記の期間には1年以内の措置期間を含みます

お問い合わせ先

川崎市環境局環境対策部環境対策推進課
 〒210-8577 川崎市川崎区宮本町1番地 (川崎市役所第3庁舎17階)
 電話 044-200-2506 FAX 044-200-3921

■ 融資の対象施設

融資区分		具体例		利子補給
①公害防止	公害防止施設設置資金	大気汚染	ばいじん、粉じん等の集じん又は除じん装置、硫黄酸化物等の処理装置、揮発性有機化合物の排出を抑制する施設等	融資利率の全額
		水質汚濁	汚水処理装置(浮上、分離、ろ過等により処理するもの)	
		騒音・振動	遮音塼、遮音壁、消音器等	
		地盤沈下	地盤沈下を防止するため、用水源を井戸から工業用水道又は水道へ転換する装置	
		悪臭	悪臭物質の処理装置(熱分解、洗浄、吸収、中和吸着等により処理するもの)等	
		産業廃棄物	産業廃棄物処理装置	
		分析・測定	光分析装置、電気化学分析装置等 (公害防止の用に供するものに限ります。)	
	工場移転資金	公害の発生を防止するために、工場等の移転に必要な費用で、土地、建物、機械設備等の取得に必要な資金(用途地域に条件があります。)		融資利率の全額
	土壌汚染対策資金	法令の規定に基づく土壌汚染の調査、除去、拡散の防止に必要な資金		なし
②低公害型生産設備・低公害車	低公害型生産設備等設置資金	現に業務用に使っている燃焼機器等を同程度の規模又は能力を有する低公害型生産設備等に更新し設置するための資金(低NOx燃焼施設等、テトラクロロエチレン処理装置一体型ドライクリーニング施設)		融資利率の1/2
	低公害車自動車等購入資金	九都県市低公害車の購入又は買換えに必要な資金(未使用・未登録のもので、乗用車及び軽貨物車を除き、かつ事業用車に限ります。)		融資利率の1/2

※ 新設・新規工場の防止対策、生産設備の変更に伴う防止対策、事前に市の指導を受けていない防止対策等の場合は、対象となりません。

■ 申込み資格

次の要件をすべて満たす方に御利用いただけます。

1 中小企業又は中小企業等協同組合の方

- ・資本金3億円以下(小売業・サービス業5,000万円以下、卸売業1億円以下)
- ・従業員300人以下(小売業50人以下、サービス業・卸売業100人以下)

2 市内に事業所を有し、1年以上継続して同一事業を営んでいること。

3 原則として、川崎市信用保証協会の信用保証を受けられること。

4 市税を滞納していないこと。

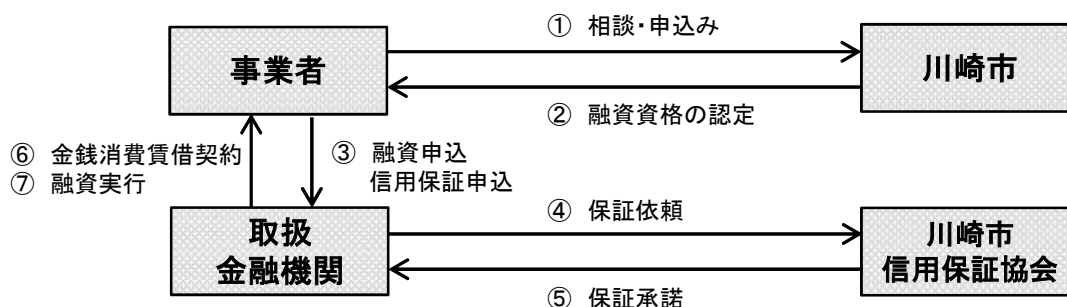
5 自己資金のみでは公害防止対策が困難であること。

6 融資を受けた資金の償還及び当該融資に係る利子の支払いについて十分な返済能力を有すること。

※融資については、金融機関及び信用保証協会の審査により決定されますので、申込み資格を満たしてもご希望に添えない場合もあります。

■ 手続きの流れ

申込みから融資までの流れは以下のとおりです。



※1 ①相談・申込みから⑦融資実行までには、通常30～45日程度必要となります。

※2 横浜銀行、川崎信用金庫、商工組合中央金庫、静岡中央銀行、城南信用金庫、世田谷信用金庫、芝信用金庫、静岡銀行でお取扱いが可能です。

※3 資金の融資を受けた方に対し、当該融資に係る利子を補給します。